

令和2年度 入湯税の使途状況について

○入湯税とは

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する税金です。

○入湯税の目的

入湯税は、次に掲げる事業について充当されています。

- ①環境衛生施設の整備
- ②鉱泉源の保護管理施設
- ③消防施設等の整備
- ④観光施設の整備
- ⑤観光振興

○入湯税の税率

入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150 円です。

○入湯税課税免除

次に掲げる方に対しては、入湯税の課税が免除となります。

- (1) 年齢 12 歳未満の方
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方
- (3) 入湯しようとする方が支払うべき料金が 1,200 円(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)以下である施設において宿泊を伴わないで入湯する方
- (4) 前3号に掲げる方を除くほか、公益上その他の事由により村長が特に課税を不相当と認める方

◎令和2年度入湯税の使途状況の概要

事業内容	事業費(千円)	充当額(千円)
消防施設修繕事業費	1,592	1,592
観光情報発信事業費	1,006	1,006
観光振興事業費	14,540	2,792
計	17,138	5,390